

原子力損害賠償措置額の大幅な引き上げを求める意見書

唐津市は、８月１日現在でＰＡＺ圏内に４，２５４人の住民が生活しており、玄海町の３，５４１人より７００人以上多く、玄海原子力発電所をとりまく生活圏域は、実質的に立地自治体と同様の位置にある。

政府の専門部会は８月６日、原子力発電に伴う賠償の仕組みを定めた、原子力損害賠償制度の見直しを検討してきた報告書の最終案を取りまとめた。

政府は、９月１０日まで意見公募をした上で正式決定し、原賠法改正案を国会に提出するとしている。

原子力損害の賠償に関する法律は、昭和３６年に制定され、被害者を保護するため、事故を起こした電力会社に対し、事故の過失・無過失にかかわらず賠償あるとする「無過失賠償責任」と「無限責任」を定めている。

迅速かつ確実な被害者保護のために、事故に備えて電力会社に義務づける「損害賠償措置額」は法制定時に５０億円だったものが現在、一事業所当たり１，２００億円となっている。

今回、東京電力福島第一事故後初めての見直しが議論されたが、「無限責任」とされながらも１，２００億円の損害賠償措置額は据え置きとなる見通しである。原賠制度では、損害賠償措置額を超える部分は「国の援助」となっている。

政府が平成２８年の年末に福島原発事故の処理費用を２１．５兆円としたが、賠償措置額１，２００億円は、１８０分の１にしかない。

原発の運転にあたっては安全確保を図ることが大前提であるが、万一の場合の原子力事故による被害者の救済等を目的としている以上、据え置きではなく損害賠償措置額の大幅な引き上げを求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年１０月１６日

佐賀県唐津市議会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
文 部 科 学 大 臣 柴 山 昌 彦 様

経 済 産 業 大 臣 世 耕 弘 成 様
原子力規制委員会委員長 更 田 豊 志 様